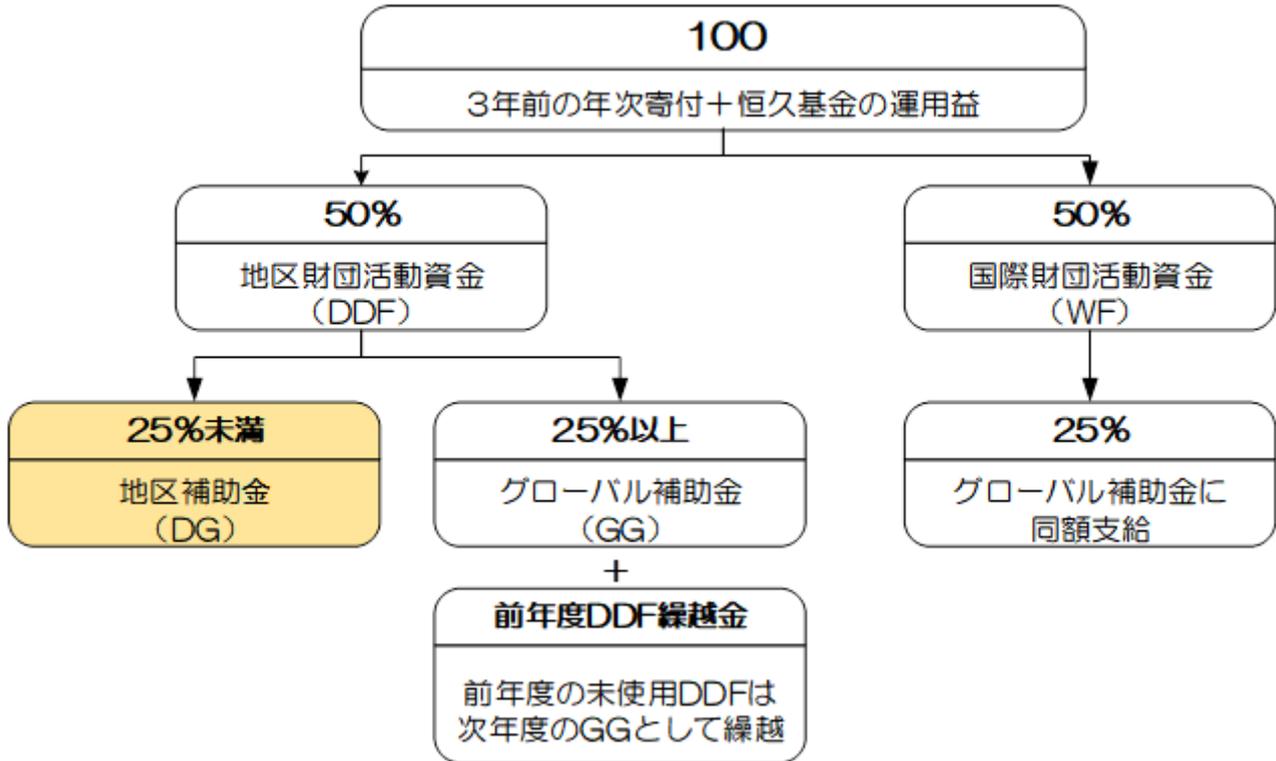


2019-20年度 地区補助金申請
2020-21年度に実施する奉仕プロジェクトの地区補助金要項
国際ロータリー第2780地区 ロータリー財団委員会

■資金の流れ -シェアシステム-

第2780地区のロータリアンからご寄付頂いた“年次基金”と“恒久基金”は、ロータリー財団で3年間運用後、シェアシステムにより“年次基金”と“恒久基金の運用益”が財団活動資金として地区に配分されます。



■地区補助金とは

ロータリー財団は、「世界で良いことをしよう」の標語のもと、ロータリアンの奉仕プロジェクトを支援するための補助金制度を提供しています。

地区補助金は、ロータリアンが積極的に参加する幅広いプロジェクトを柔軟に支援します。

	[補助金の種類]	[決定機関]	[用途]
地区財団活動資金 (DDF: District Designated Fund)	地区補助金 (DG: District Grants)	地区財団委員会	地区内外・海外への奉仕プロジェクト、奨学生、地区直轄など
	グローバル補助金 (DG: District Grants)	ロータリー財団 (TRF: The Rotary Foundation)	6つの重点分野
国際財団活動資金 (WF: World Fund)	グローバル補助金 と同額を支給	ロータリー財団 (TRF: The Rotary Foundation)	6つの重点分野

■ クラブの参加資格

地区補助金説明会への出席：地区補助金を申請するクラブは、地区ロータリー財団委員会が開催する「地区補助金説明会」の1回に必ず出席してください。

対象者：会長エレクトと社会奉仕プロジェクト委員長、会長、幹事のうち1名以上。

説明会日程： 2019年10月26日（土曜日）午後1時～午後5時
2020年1月25日（土曜日）午後1時～午後5時

■ 日程

申請手続相談期間	随時（2020年3月15日まで。ガバナー事務所へお問い合わせください。）
申請合同相談会	地区補助金説明会の第2部として開催します。
申請書提出期間	2019年11月1日～2020年3月31日
審査・選考期間	2020年4月1日～2020年4月25日
交付期間	2020年7月上旬（ロータリー財団から地区への入金後速やかに手続します）
プロジェクト実施時期	2020年7月上旬～2021年5月10日（5月10日を越える場合は要相談）
完了報告書提出期日	プロジェクト終了後1ヵ月以内 最終期限は2020年5月15日

■ 支給条件

2020年7月上旬～2021年5月10日までに完了する奉仕プログラムに支給します。

（2021年5月10日以降に実施を予定するプロジェクトは別途ご相談ください）

1クラブ1プロジェクト（グループ、地区直轄、共同プロジェクトの場合も参加クラブは1プロジェクトとします。）
奉仕プロジェクト費用の80%かつ**50万円を上限**に、クラブ拠出金は20%以上と致します。（一般応募）
50万円を超え100万円以下の補助金申請（特別応募）、高校生、大学生への奨学金支給は地区へ個別にご相談下さい。申請内容を審査し、地区ロータリー財団委員会の裁量により補助金の条件を変更する場合があります。

■ 遵守制約

補助金の主たる目的通り適正に資金を活用し、地区委員会との情報共有を密接に行ってください。

ロータリー財団の定める「授与と受諾の条件」「地区補助金の対象となる活動」を遵守してください。

■ 申請手続き

- クラブ理事会にて承認を経てから申請をおこなってください。
 - 別紙地区補助金申請書（Word形式）にパソコンで入力、メールにてガバナー事務所に送信してください。
- ※手書入力の申請は不可です。会長、会長エレクトの署名入り原本はガバナー事務所に郵送してください。

申請受付メールアドレス：g-office@rid2780.gr.jp

- 申請順により10クラブに選考会にて5分間のプレゼンテーションを認めます。
- プロジェクトの説明については、地域社会のニーズや、人道的なプロジェクトであること、本当に困っている人々のため、地域の次世代リーダー育成など、十分理解されるように記述してください。
- クラブの主体性、ロータリアンの積極的な参加について具体的に記述してください。
- 予算は、地区補助金の対象となるものについて記載してください。金額は日本円で記載してください。

■クラブ拠出金

●プロジェクトに関わる費用の 20%以上をクラブが拠出し、80%以下が補助金対象となります。プロジェクト実施後にクラブ拠出金に余剰金が発生した場合は、財団年次基金にクラブ寄付金として提供させていただきます。

■ 地区補助金プログラムの2つの必須条件と実施年度にあわせた申請期限

「ロータリー財団の使命に関連したプロジェクト」＋「ロータリアンが積極的に参加するプロジェクト」この2つの条件を満たしていただければ、クラブの継続事業であっても地区補助金の申請をすることができます。※ロータリー財団「授与と受諾の条件」「地区補助金の対象となる活動」を遵守してください。[2019年8月更新版]
申請締切日は**3月31日**です。クラブの次年度活動に合わせた補助金プロジェクトを企画してください。

第2780地区ロータリー財団委員会では、地区補助金の対象となる活動と対象にならない活動について、具体的な例を以下のように定めています。

■地区補助金の対象となる活動

1. 新規申請プロジェクトが優先されます。過去に申請実施した補助金プロジェクトも3年に1回申請することができますが、事前相談をお願いします。
2. 奉仕プロジェクトの中で必要と認められる飲食代。ただしロータリアンの飲食代は認められません。
3. 建物の新築と増築、既存の建造物の改装・修理への支援費用。ただしクラブ所有は認められません。
4. 奉仕プロジェクト参加者募集、実施するために必要な広報費用。
5. 植樹や環境保全、環境美化活動、公園の遊具やベンチ、これらの維持管理道具類の寄贈は、地域社会全般に役立つものであれば適格です。ただし、設置作業や準備へのロータリアン参加は必須です。
6. 障がい者をサポートして美術館等へ招待する移動費用、障がい者のチケット代。
7. プロジェクト実施のための傷害保険料。
8. グローバル補助金予備申請が地区承認されている、グローバル補助金プログラムの事前調査費。
9. 青少年を対象とした研究・学習・放課後のプログラム支援費用。
※補助金の対象にならない場合、遠方への派遣規定ありますので、事前に地区ロータリー財団委員会にご相談ください。

■地区補助金対象とならない活動

1. 特定の人に贈る場合は不適格です。但し、物品を贈呈する活動でも単に贈呈ではなくロータリアンが直接参加するような活動であり、不特定多数の人々のために利用されるものは適格です。
2. 単なる娯楽的なものは不適格です。但し、地域の障がい者や高齢者のための支援活動は適格です。
3. 金銭だけの協賛金贈呈は不適格です。但し、主にロータリー以外の団体によって実施される活動に協賛して一緒に活動したり物品等を寄贈したりする活動は、ロータリー財団の使命に関連している活動でロータリアンが積極的に参加するものについては適格です。
4. 史跡の標識やモニュメントに類したものは不適格です。
5. ロータリアンのための費用は不適格です。(会員による事前会議費や二次会費用・クラブユニフォーム制作費 等)
6. クラブホームページの作成費用は不適格です。
7. 単なる文化的な体験学習やイベントは不適格です。
8. コンサートや単なる文化講演会は不適格です。

■選考方法について

1. ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナー補佐、地区 R 財団委員会、補助金配分・VTT 委員会、補助金管理委員会による選考会を実施します。
2. 選考会は審査・選考期間中の 4 月 5 日～4 月 15 日の間に日程を決定します。
3. 申請プロジェクトに A/B/C/D の 4 段階評価による採点を全選考者がおこないます。
A：申請額満額支給 B/C：申請額減額要請 D:制約事項に抵触の可能性あり
4. A が過半数を超えたプロジェクトを「A プロジェクト」、B または C が過半数を超えたプロジェクトを「B プロジェクト」「C プロジェクト」、D が一つでも付与されたプロジェクトは「検討プロジェクト」として分類されます。
5. 全ての申請プロジェクトは A の採点数が多いプロジェクトより配分優先順位を付与します。
6. D が一つでも付与されたプロジェクトは採点者による理由を補助金配分委員会で検討し、申請クラブに修正要請をおこないます。4 月 25 日までに再提出され、受諾条件がクリアになった申請プロジェクトは A から C のプロジェクトとして配分優先順位が付与されます。提出期限までに問題解決ができなかった場合は、申請不受理とさせていただきます。
7. 「B および C プロジェクト」は配分委員会より減額要請をおこないます、クラブ拠出金の増額、プロジェクト規模の縮小、を検討していただき 4 月 25 日までに再提出してください。期限までに再提出されなかった場合は、申請不受理とさせていただきます。
8. B、C プロジェクトへの減額要請後においても申請額の合計が補助金総額を超えた場合は、「A プロジェクト」申請クラブに配分優先順位にもとづき減額要請をおこないます。
9. 配分優先順位による減額要請においても補助金総額を超えた場合は、C プロジェクト大幅減額、B プロジェクト同率減額等の配分手続を補助金委員会の裁量において実施し、配分金額の決定をおこないます。

■支給された補助金の管理について

1. [為替変動による入金額の増減]
地区補助金申請は日本円でおこないますが、ロータリー財団からの配分は \$ ベースで実施されます。そのため、クラブへ振り込まれる入金額は為替変動による増減があります。
2. [50 万円ルール] ※申請時の日本円金額です、為替変動による交付金額の変動に影響されません。
(ア) 申請金額が 50 万円以下の「一般応募」の場合は、簡易的な手続きにて資金管理を行うことができます。
(イ) 申請金額が 50 万円超 100 万円以下の「特別応募」は月次の資金管理報告が義務づけられます。申請を検討されているクラブは 3 月 15 日までの「補助金申請手続き相談期間」の間に財団補助金管理委員会より必ず個別説明を受けてください。

■申請問い合わせ

国際ロータリー第 2780 地区ガバナー事務所

Tel: 0466-25-8855 Fax: 0466-25-8866 e-Mail: g-office@rid2780.gr.jp

■申請受付

申請受付メールアドレス: g-office@rid2780.gr.jp

※手書で記載された申請用紙の申請は不可とします。(署名入り申請用紙はガバナー事務所に郵送してください。)